

令和 8 年 度

委託番号 第 7 号

五戸町橋梁定期点検業務委託

特 記 仕 様 書

五戸町 管内

五 戸 町

第 1 条 共通仕様書の適用

本特記仕様書は、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」（令和 7 年 10 月 1 日以降適用）によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 業務目的

本業務は五戸町が管理する橋梁の劣化・損傷の状況を把握し、交通安全性の確保及び第三者被害の防止を図ることを目的とする。また、収集された情報は青森県橋梁アセットマネジメントシステムにおける維持管理・対策の計画のための基礎資料となるものである。

第 3 条 履行期限

本業務の履行期限は、令和 9 年 3 月 1 5 日とする。

第 4 条 業務計画書等

【業務計画書】

受注者は、第 1 回打合せ後速やかに橋梁点検の実施体制を整えて、必要な資料の収集と、現地踏査計画を検討のうえ、設計業務等共通仕様書第 1112 条に基づき、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

なお、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、変更業務計画書を提出するものとする。

【実施計画書】

受注者は、現地踏査及び関係機関協議への諸手続き等終了後、次の事項を記載した実施計画書を作成し、速やかに調査職員に提出するものとする。

1. 計画工程表
2. 点検体制（配置人員、配置資格者）
3. 点検方法（使用機械・器具及びそれらの使用範囲）
4. 安全管理計画（交通規制含む）
5. 「橋梁点検技術研修会」及び「橋梁点検技術更新研修会」の終了証の写し
6. その他、調査員が必要と認めたもの

第5条 使用図書等

本業務で使用する図書及び準拠する法令、基準、要領等は次に示すとおりとする。

【図書】

1. 青森県橋梁アセットマネジメント運営マニュアル（案）（青森県県土整備部）（以下、「マニュアル」という）。
2. 橋梁点検ハンドブック（１）橋梁点検のポイント（青森県県土整備部）（以下、「ハンドブック（１）」という）。
3. 橋梁点検ハンドブック（２）定期点検の手引き（青森県県土整備部）（以下、「ハンドブック（２）」という）。

【法令・基準・要領】

1. 道路法（昭和 27 年 法律第 180 号）
2. 道路法施行令（昭和 27 年 政令第 479 号）
3. 道路法施行規則（昭和 27 年 建設省令第 25 号）
4. 橋梁定期点検要領（令和 6 年 3 月 国土交通省 道路局）（以下、「橋梁点検要領」という。）
5. 道路橋定期点検要領（令和 6 年 3 月 国土交通省 道路局）（以下、「道路橋点検要領」という。）
6. 橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成 28 年 12 月 国土交通省 道路局）（以下、「第三者被害予防措置要領」という。）

第6条 打ち合わせ等

本業務に関する打ち合わせ記録の整理は受注者が行うものとし、打ち合わせ後速やかに調査職員に提出するものとする。なお、打ち合わせ回数は、当初、点検作業終了後、成果納品時の 3 回とする。

第7条 貸与品

1. 橋梁マネジメントシステム（BMS）データ 1 式
2. 五戸町橋梁定期点検業務委託【成果品】令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度

第8条 照査技術者

本業務については、照査技術者を配置すること。

第9条 業務内容及び対象橋梁

【橋梁定期点検】

令和8年度対象橋梁 15m以上 33 橋

1. 現地踏査

点検に先立って、橋梁の立地条件及び変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、交通状況、交通規制の要否について、調査記録する。

なお、障害物等により近接目視が困難な場合、排水枳あるいは支承周辺の土砂詰まり等があった場合には、速やかに調査職員に報告するものとする。

2. 関係機関協議

点検を行う際に、必要となる関係管への届け出を行う。また、協議に必要な資料収集及び協議資料作成を行う。

3. 定期点検

（1）点検方法・体制

点検要領に基づき、橋梁点検車、梯子等を適宜利用し、全ての部材・部位を近接目視により行うことを基本とする。

点検にあたっては、ハンドブック(1)及び(2)を必ず携行するものとする。

点検に携わる橋梁点検員ほか配置人員及び作業内容は、マニュアル〔点検・調査編〕「4－3－4点検体制」によるものとする。

第三者被害予防措置要領による措置の必要がある損傷が発見された場合は、直ちに調査員に報告し、対応を協議しなければならない。

（2）劣化・損傷の記録及び健全度、対策区分

マニュアル〔点検・調査編〕「4－4損傷状況の記録」、「4－5健全度・損傷度の記録」、「4－6健全性の診断」によるものとする。

また、点検の結果、点検要領「5. 健全性の診断」で定める判定区分Ⅲと判断される場合は直ちに調査員に報告、協議を行った上で判定区分の決定を行うものとする。

4. 事前データ作成

新設橋及び補修工事による新たな部材の追加や部材の仕様の変更が生じた橋梁について、定期点検に必要な橋梁台帳データ（橋梁事前データ）、位置図、一般図データ等

の作成を行う。

5. 点検調書作成

マニュアル[点検・調査編]「4-7 定期点検結果の記録・報告」により橋梁毎に作成し、とりまとめるものとする。

6. 対象橋梁

別紙「橋梁一覧表」のとおりとする。

第10条 橋梁点検員

第10条3の橋梁点検員及び第10条4のデータ作成を行う者は、橋梁の点検及びBMSに関して十分な知識及び技能を有するものとし、（公財）青森県建設技術センターが行った「橋梁点検技術研修会」の修了者、もしくは「橋梁点検技術更新研修会」の修了者とする。

修了証の写しを第4条に基づく実施計画書に添付すること。

第11条 緊急措置段階橋梁への対応

受注者は、現地踏査時または現地点検時において、告示で定める判定区分Ⅳとなると見込まれる橋梁があった場合には、直ちに調査職員に報告すること。判断区分Ⅳとなった橋梁については、速やかに通行止め等の緊急措置を行う必要があるため、措置の決定にあたり、発注者に協力すること。

第12条 成果品の提出

本業務の成果品は、以下のものを提出するものとする。

- ・ 報告書（A4版） 2部 簡易製本（チューブファイル）
- ・ 点検データ1式 2部
- ・ CD-R等（電子記録媒体） 1式
- ・ BMS（橋梁マネジメントシステム）データ 1式

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提 出 期 日	部数	条 項
発注者	業務工程表	契約後 14 日以内	1	3 条
〃	管理技術者通知書	契約後遅延なく	1	10 条
調査員	業務履行報告書	毎月 1 回、調査員の指定日	1	15 条
〃	完 成 届	業務を完了したとき	1	31 条
〃	業務成果引渡書	引渡のとき	1	31 条
〃	請 求 書	引渡のとき	1	32 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提 出 期 日	部数	条 項
発注者	照査技術者通知書	設計図書で定められている場合、契約後遅滞なく	1	11 条
〃	管理(照査)技術者変更通知書	変更の都度	1	10 条・11 条
調査員	貸与品借用書	貸与時	1	16 条
〃	貸与品返還書	返還時	1	16 条
〃	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	22 条
〃	部分使用同意書	発注者が部分使用を請求したとき	1	33 条
〃	指定部分に係る(又は引渡部分に係る)業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	37 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提 出 期 日	部数	条 項
調査員	業 務 計 画 書	契約締結後 15 日以内	1	1112 条
〃	業 務 打 合 簿	その都度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提 出 期 日	部数	条 項
調査員	担当技術者届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
〃	担当技術者変更届	その都度	1	1109 条
〃	照査報告書	業務完了後	1	1108 条
〃	テクリス登録内容確認書	請負金額 100 万円以上契約締結後、変更時、完了時、登録後速やかに	1	1110 条
〃	身分証明書交付願	必要なとき	1	1116 条
〃	事故報告書	事故が発生したとき	1	1132 条
〃	コスト縮減提案書	後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合	1	1209 条

業 務 履 行 報 告 書

業務番号		受注者名	
業務名			
履行期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
提出日	令和 年 月 日（ 月分）		
月 別	予定工程 % （ ）は工程変更後	実施工程 %	備 考
（記事欄）			

※ 業務量による進捗率とする。

総 括 調 査 員	主 任 調 査 員	調 査 員	管 理 技 術 者	